

議員提出議案第6号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年9月11日

川崎市議会議長 楠木茂哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋崎嘉夫

” 潮田智信

” 小林貴美子

” 竹間幸一

” 宮原春夫

” 矢沢博孝

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第124条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この規則を制定するものである。